

現物取引の清算手数料体系の改定に関する要綱

平成17年12月26日

株式会社日本証券クリアリング機構

項目	内容	備考
趣 旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弊社の業務は、各市場で約定された各参加者の債務を引き受け、取引の決済を保証するとともに、各社毎の膨大な取引をネットィングすることにより、清算参加者の事務処理の利便性・効率性の向上を図るものであります。参加者にご負担いただく清算手数料については、弊社が提供するこれらのサービスの利用度合いに応じて応益的にご負担いただくことを原則としております。 ・ これまで、弊社の清算手数料は、債務引受金額に応じた金額ベースの料率体系としてまいりましたが、これは、引受金額に応じて債務引受リスクが増減することから、清算参加者の享受する便益は、基本的に弊社が清算参加者から引き受ける債務引受金額の多寡に応じたものであるとの考え方に基づくものです。 ・ 昨今、株式市況が活況を呈するなか、弊社の債務引受件数は過去最高を更新するなど急増しており、それに伴いシステム能力の増強やシステム処理のためのコストが急増しておりますが、一方、現行体系では、システム関係コストの発生要因である債務引受件数が考慮されていないため、清算参加者間での公平かつ応益的な手数料負担が実現されているとは言い難い状況となっております。 ・ したがって、清算参加者間の負担の公平性を確保するため、システム関係コストの発生要因である債務引受件数に応じた件数ベースの料率体系を、現行の金額ベースの体系に併せて導入するものです。 ・ また、各参加者の取引量に関係なく、システム管理や清算参加者としての資格維持等に係る一定の運営コストが発生していることを踏まえ、定額的な手数料をすべての参加者から一律にご負担いただくことが、負担の公平 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成14年6月にとりまとめられた「統一清算機関準備要綱」においては、手数料体系について、「債務引受を行う額等に応じた定率の手数料及び清算参加者の維持・管理等に要する定額の利用料等を清算機関の利用者から応益的に徴収することを基本とする」とされていましたが、早急かつ円滑に業務を開始する観点から、定額の利用料については当面は導入しないこととして、現在に至っております。 ・ 派生商品の手数料体系については、現行どおりとします。なお、今後の債務引受金額や債務引受件数の動向等も踏まえ、参加者の負担の公平性の観点から、必要に応じ適切に対応を図ることとします。 ・ 今回の体系変更にあたっては、各市場の清算機能を統合し、証券市場の効率性を向上させるという弊社設立の目的を踏まえ、体系変更後の総収入が若干の減少となるよう配慮します。

項目	内容	備考
	<p>性の観点から適当だと考えます。このことから、固定手数料を導入するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弊社としては、今後も、環境変化に応じ、参加者が享受する便益に応じた、応益的な清算手数料体系とすべく適時適切に見直しを行ってまいりたいと考えております。 	
<p>・ 手数料体系策定の基本的な考え方</p> <p>1. 清算手数料 (定率的利用料)</p> <p>2. 固定手数料 (定額利用料)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算手数料として、現行の債務引受金額ベースの手数料体系に併せて、債務引受件数ベースの手数料体系を導入します ・ なお、弊社の業務は債務の引受けを行い、決済を保障するものであることから、金額ベースの手数料体系を主、件数ベースの手数料体系を従とします。 ・ すべての参加者に一律にご負担いただく固定手数料を導入します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弊社の月間の債務引受金額が一定額を超える場合には、金額及び件数が一定規模を超える参加者に対し、大口割引制度を導入します。 ・ 清算手数料の支払額が少額の参加者に対する影響度合いに配慮します。
<p>・ 新手数料体系</p> <p>1. 清算手数料</p> <p>(1) 債務引受金額ベース</p> <p>(2) 債務引受件数ベース</p> <p>(3) 大口割引制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債務引受金額に万分の 0.04 (標準料率) を乗じた額 ・ 債務引受件数に 2.95 円 (標準料率) を乗じた額 ・ 月間の債務引受金額又は債務引受件数が一定以上の清算参加者については、以下の料率を適用。 <ul style="list-style-type: none"> 債務引受金額ベース 1兆円超 3兆円以下の部分 標準料率 × 0.97 3兆円超の部分 標準料率 × 0.95 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)については額面 100 円につき 4 毛を乗じた額 ・ 債務引受金額ベースの収入及び債務引受件数ベースの収入は、現物に係る手数料収入全体のそれぞれ約 69%、約 28%となります。 ・ 弊社の月間債務引受金額が 40 兆円超の場合に適用することとします。

項 目	内 容	備 考
	債務引受件数ベース 50 万件超 150 万件以下の部分 標準料率×0.97 150 万件超の部分 標準料率×0.95	
2 . 固定手数料	<ul style="list-style-type: none"> 一律月額 13 万円 	<ul style="list-style-type: none"> 当分の間、各月の清算手数料額が 26 万円以下の清算参加者については、当該月の固定手数料を免除します。 固定手数料による収入は、現物に係る手数料収入全体の約 3% となります。
. 改定の時期	<ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年 10 月 1 日から適用します。 ただし、平成 18 年 10 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日までの 2 年間については、以下の経過措置を講じることとし、新体系への完全移行は、平成 20 年 10 月 1 日からとします。 <p>【清算手数料に係る経過措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年 10 月から平成 19 年 9 月までの債務引受分 債務引受金額ベースの標準料率：万分の 0.052 債務引受件数ベースの標準料率：1 円 平成 19 年 10 月から平成 20 年 9 月までの債務引受分 債務引受金額ベースの標準料率：万分の 0.046 債務引受件数ベースの標準料率：2 円 <p>【固定手数料に係る経過措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年 10 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日まで 一律月額 5 万円 平成 19 年 10 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日まで 一律月額 9 万円 	<ul style="list-style-type: none"> 債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）については額面 100 円につき 5.2 毛を乗じた額 債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）については額面 100 円につき 4.6 毛を乗じた額

以 上